

指名停止一覧

指名停止期間		商号又は名称 (主たる営業所所在地)	措置要件 (要綱第2条第1項別表の該当号)	備考
令和7年6月16日から 令和7年12月15日まで	6か月	株式会社城南開発興業 (八幡市)	過失による粗雑な建設事業等 (別表第1の1の項中(2)－ア)	
令和7年6月16日から 令和7年12月15日まで	6か月	株式会社原田組 (京都府城陽市)	過失による粗雑な建設事業等 (別表第1の1の項中(2)－ア)	要綱第3条第1項 適用
令和7年10月9日から 令和8年2月22日まで	4.5か月	極東開発工業株式会社 (大阪市中央区)	独占禁止法違反 (別表第2の2の項中(2)－ウ)	要綱第4条第5項 適用
令和7年10月9日から 令和8年2月22日まで	4.5か月	新明和工業株式会社 (兵庫県宝塚市)	独占禁止法違反 (別表第2の2の項中(2)－ウ)	要綱第4条第5項 適用

※要綱：八幡市建設事業等指名停止に関する要綱